

回覧

令和7年5月28日に開催された根本地域地区懇談会議事要旨です 根本地域の皆さまにお知らせいたします。

1 テーマ 令和7年度主要事業について

2 おもな意見

- ①(事前質問) 市や県が土砂災害危険区域に指定して家の建て替えができません。家は土地の80%以上がレッドゾーンですが、固定資産税はイエローのゾーンの人と同じ割合で払っています。いつ整備して解除していただけるのでしょうか。

回答(総務課)

当該法面につきましては、施工当時の法律(宅地造成等規制法)の基準に基づいて造成しています。その後に災害対策の基準が厳しくなり、岐阜県が平成24年に土砂災害特別警戒区域に指定したという経緯があります。市として解除のための工事を施工する予定はありません。

- ② 土砂災害危険区域の指定を解除してもらわないとこの先も住み続けることが出来ません。

回答(総務課長)

その土地を市が開発等で整備しない限り、解除することは出来ません。詳しい話は懇談会終了後に個別に伺います。

- ③ バステケット65のことを知らない方も多くいらっしゃいます。根本地域に特化したチラシを回覧版などで配布、周知していただけませんか。

回答(都市計画部長)

回覧板は自治会の負担になるため、極力減らす方針です。多くの方に周知できる方法を検討していきます。

- ④ 町内会が存続することが出来ず、解散しました。防犯灯の維持管理費は町内会費で持っていましたが、今後は市で負担してもらえませんか。

回答(環境文化部長)

防犯灯の維持管理費は町内会で負担していただいております、現状市として補助できる制度がありません。

町内会の存続についてはくらし人権課でお話しを伺います。

- ⑤ 防犯灯の補助制度がないのであれば制度を変更して市で負担してもらえませんか。

回答(市長)

市全体の防犯灯を対象とすると多額の費用がかかるため、大きな政策判断が必要です。今後対応を検討していきます。

- ⑥ ラウンドアバウト利用時にウインカーを出さず出ていく車があります。
入るときは指示器なし、出るときはウインカーを全4方向に看板をつけて
ルールの周知をお願いできませんか。

回答(上下水道工務課長)

大きめの看板を設置したところですが。広報5月号にもルールを掲載しました。今後も状況を確認し、対策が必要な場合は警察と協議して対応していきます。

- ⑦ 歩道の凸凹が激しく夜歩く時に危険と感じます。車道だけではなく歩道も整備してもらえませんか。

回答(上下水道工務課長)

市道は全長700kmに渡るため、全てをきれいに整備するのは難しいです。状態が特に悪い箇所については道路河川課に連絡いただければ優先順位をつけながら対応します。